

青森県報

第四千二百五十三号

平成二十九年
一月二十五日
(水曜日)

目次

規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力
開発課) …… 一

告 示

河川が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指
定……………

(環境保全課) …… 一

湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指
定……………

(同) …… 二

基本測量の終了……………

(監 理 課) …… 二

証紙売りさばぎ人の住所の変更……………

(会計管理課) …… 三

漁船保険付保義務の発生……………

(西北地域
県民局) …… 三

漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………

(下北地域
県民局) …… 三

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定……………

(農村整備課) …… 四

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………

(漁港漁場
整備課) …… 四

建設業者の許可の取消し……………

(東青地域
県民局) …… 四

右 同……………

(同) …… 四

右 同……………

(西北地域
県民局) …… 五

右 同……………

(同) …… 五

右 同……………

(同) …… 五

規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則(昭和三十三年十月青森県規則百十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表青森県立障害者職業訓練校の項中「印刷・製本系製版科」を「印刷・製本系デジタルデザイン科」に改める。

別表の備考の第二号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四十号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、河川が該

右 同…………… (上北地域
県民局) …… 五

正 誤

平成二十八年三月三十日号外第三十号人事委員会中…………… (人事委員会
事務局) …… 六

当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の水域の欄に掲げる河川が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水 域	該当類型	達成期間	指定水域の名称
新城川 (全域)	生物 A	直ちに	陸奥湾西側水域
沖館川 (全域及び支川)	生物 A	直ちに	
堤川下流 (横内川合流点から下流)	生物 B	直ちに	
横内川 (全域)	生物 A	直ちに	
野内川 (全域)	生物 A	直ちに	
小湊川 (全域)	生物 A	直ちに	陸奥湾東側水域
野辺地川 (全域)	生物 A	直ちに	
田名部川 (全域)	生物 A	直ちに	
川内川 (全域)	生物特 A	直ちに	
宇曽利川 (全域)	生物 A	直ちに	
永下川 (全域)	生物 A	直ちに	
小荒川 (全域)	生物 A	直ちに	
土場川 (全域)	生物 B	直ちに	東通り水域
七戸川 (七戸川全域及び支派川)	生物 A	直ちに	
砂土路川 (全域)	生物 A	直ちに	
姉沼川 (全域)	生物 A	直ちに	
古間木川 (全域)	生物 B	直ちに	
大畑川 (全域)	生物特 A	直ちに	下北半島北側水域
奥戸川 (全域)	生物 A	直ちに	下北半島西側水域
古佐井川 (全域)	生物 A	直ちに	

備考

- 一 「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号）別表2の1のイの表に掲げる類型をいう。
- 二 七戸川（七戸川全域及び支派川）のうち天間大橋から上流の全垂鉛に係る項目については、基準値を適用しない。

青森県告示第四十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

次の表の水域の欄に掲げる湖沼が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水 域	該当類型	達成期間	指定水域の名称
浅瀬石川ダム貯水池 (全域)	生物 A	直ちに	岩木川水域
小川原湖 (小川原湖全域及び高瀬川)	生物 A	直ちに	東通り水域

備考

「該当類型」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号）別表2の1のウの表に掲げる類型をいう。

青森県告示第四十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業期間

平成二十八年六月二日から平成二十九年一月四日まで

三 作業地域

- 弘前市
- 平川市
- 南津軽郡藤崎町
- 南津軽郡田舎館村
- 三戸郡階上町

青森県告示第四十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

- 弘前市大字茂森町四〇の一
- 弘前市職員組合

二 変更内容

1 変更前

弘前市大字上白銀町一の一

2 変更後

弘前市大字茂森町四〇の一

青森県告示第四十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名

加入区の名称

西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九二	川村 幹文	大間越
西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三	中村 正太郎	
西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三	中村 利男	

青森県告示第四十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
大畑	むつ市大畑町新町二〇の一 一戸 清史	平成二十九年 一月二十五日 から同年二月 八日まで	大畑町漁業 協同組合
	むつ市大畑町湊村四 新保 信一		
	むつ市大畑町正津川平二五四の四 柏 智弘		
尻屋	下北郡東通村大字尻屋字村中四一 住吉 與悦	同右	尻屋漁業協 同組合
	下北郡東通村大字尻屋字水神一三の二 寺道 芳信		

下北郡東通村大字尻屋字唐沢一の一
南谷 直樹

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大別内金浜地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年一月二十六日から同年二月二十二日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

三沢地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三沢市水産振興課

三 縦覧期間

平成二十九年一月二十五日から同年二月十四日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社木村組

二 代表者の氏名 木村 征司

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野四一の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一三一〇九号

五 取消年月日 平成二十九年一月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成俊工業株式会社
- 二 代表者の氏名 成田 貴幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新町野字菅谷二二〇の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七) 第一二二五九号
- 五 取消年月日 平成二十九年一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小田桐工務所
- 二 氏名 小田桐 貞三
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾九七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第一三〇六四号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 稲見塗装店
- 二 氏名 稲見 ヨシ
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一四九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二八) 第一四一四一号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社信栄工業
- 二 代表者の氏名 岡山 重信
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字外蛭沢後久保二六一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第五〇〇〇一三三号

- 五 取消年月日 平成二十九年一月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社齊藤水道設備工業

二 代表者の氏名 齊藤 太志

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字馬門九四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一四六二七号

五 取消年月日 平成二十九年一月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

人事委員会事務局

発行年月日 平成六、三三〇号外第二〇号	区 分	番 号	ページ	段	行	誤	正
人事委員会 規則	七 三九	一 三	下	後ろか ら三	同項第一号中「前項第四号」を	同項第一号中「昇給日前」を「評価終了日以前」に、「昇給日の前日」を「評価終了日」に、「前項第四号」を	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭